

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 特定施設の設置許可申請
 - 救急病院の指定
 - 指定障害福祉サービス事業者の指定
 - 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出
 - 指定通所支援の事業の廃止の届出
 - 指定居宅サービス等の事業の廃止
 - 指定居宅サービス事業者等の指定
 - 指定介護予防サービス事業者の指定
 - 特定計量器定期検査
 - 保安林の解除予定
 - 保安林の指定施業要件の変更予定
 - 土地収用法に基づく事業の認定
- 【公告】
- 岡山県医療審議会からの答申
 - 〃
 - 県営土地改良事業換地計画の縦覧
 - 平成二十八年度狩猟免許試験の実施
 - 平成二十八年度狩猟免許の更新に係る適

目次

担当課（室）

- 性試験及び講習の実施
 - 道路の位置の指定
 - 〃
 - 二級建築士の免許の取消し
 - 一般競争入札の実施
- 【教育委員会】
- 文化財保護法施行令に基づく市の区域に係る事務処理の開始
- 【監査委員】
- 岡山県監査事務局職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規程
（県例規集登載）
- 【正誤】
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の正誤
（県例規集登載）

建築指導課

〃

〃

用度課

教育委員会

監査事務局

人事委員会

◎岡山県告示第二百十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 北興化学工業株式会社

住所 東京都中央区日本橋一丁目5番4号

氏名 代表取締役社長 中島 喜勝

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 北興化学工業株式会社岡山工場

所在地 玉野市胸上402番地

平成28年4月1日 岡山県公報 第11774号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	廃止		新設		廃止		新設	
種	類	46-イ 有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設 R-3-5		46-イ 有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設 R-3-5		46-イ 有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設 R-3-12		46-イ 有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設 R-3-12	
能	力	1.6m ³ /時		同左		同左		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		工事着手後直ちに		-		工事着手後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		工事完成後直ちに		-		工事完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	2.4	9.5	同左		同左		同左	
	p H	0.5~2.5	0.5~2.5						
	C O D (mg/ℓ)	1,988	2,525						
	S S (mg/ℓ)	33	57						
	油 分 (mg/ℓ)	32	41						
	T-N (mg/ℓ)	19	38	19	19	19	38	19	19
	T-P (mg/ℓ)	6	10	同左		同左		同左	

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成28年4月1日 岡山県公報 第11774号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成28年4月1日から同月22日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

平成28年4月1日 岡山県公報 第11774号

◎岡山県告示第二百十七号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院である。

平成二十八年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

名称 岡山東部脳神経外科病院

所在地 岡山市北区牟佐九六一一

名称 公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構倉敷リバーサイド病院

所在地 倉敷市鶴の浦二一六一一

二 有効期限

平成三十一年三月三十一日

平成28年4月1日 岡山県公報 第11774号

◎岡山県告示第二百十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成二十八年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

瀬戸内工房

2 所在地

瀬戸内市邑久町山田庄二三三―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一般社団法人ひまわり

2 主たる事務所の所在地

瀬戸内市邑久町山田庄二三八番地

三 指定年月日

平成二十八年二月一日

四 事業所番号

三三一一二〇〇一九四

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問介護センター敬愛

2 所在地

津山市沼四五六一―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

平成28年4月1日 岡山県公報 第11774号

有限会社敬愛

2 主たる事務所の所在地

津山市東一宮二二一〇

三 指定年月日

平成二十八年三月一日

四 事業所番号

三三一〇三〇〇一四四

五 サービスの種類

同行援護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

福祉型専攻科 Palja

2 所在地

総社市中央一丁目九一三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人ライフデザイン

2 主たる事務所の所在地

倉敷市北畝二丁目五番一九号

三 指定年月日

平成二十八年四月一日

四 事業所番号

三三一〇八〇〇四四〇

五 サービスの種類

自立訓練（生活訓練）

平成28年4月1日 岡山県公報 第11774号

◎岡山県告示第二百十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーション楽木

2 所在地

津山市二宮六五六一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社イシンホールディングス

2 主たる事務所の所在地

津山市二宮六五四一四

三 廃止年月日

平成二十八年一月三十一日

四 事業所番号

三三一〇三〇〇七七一

五 サービスの種類

居宅介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションあゆみ

2 所在地

瀬戸内市長船町福里二三一一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

平成28年4月1日 岡山県公報 第11774号

有限会社ピユア

2 主たる事務所の所在地

瀬戸内市長船町福里二三―一

三 廃止年月日

平成二十八年一月三十一日

四 事業所番号

三三一―二〇〇〇五三

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護、同行援護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

指定居宅介護事業所 美作地域生活支援センター

2 所在地

津山市川崎一五五四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人津山社会福祉事業会

2 主たる事務所の所在地

津山市川崎一五〇八

三 廃止年月日

平成二十八年三月三十一日

四 事業所番号

三三一―三〇〇一三六

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

メゾンきさらぎ地域移行型ホーム

平成28年4月1日 岡山県公報 第11774号

2 所在地

津山市川崎一五〇八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人津山社会福祉事業会

2 主たる事務所の所在地

津山市川崎一五〇八

三 廃止年月日

平成二十八年三月三十一日

四 事業所番号

三三二〇三〇〇〇一九

五 サービスの種類

共同生活援助

平成28年4月1日 岡山県公報 第11774号

◎岡山県告示第二百二十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

Smile Kid's かたしま

2 所在地

倉敷市片島町三番地五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人稔福社会

2 主たる事務所の所在地

倉敷市片島町三四―三番地

三 廃止年月日

平成二十八年三月三十一日

四 事業所番号

三三五〇二〇〇〇二二

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ほっぷあっぷ

2 所在地

玉野市長尾一三一番三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人玉野つつじねっと

平成28年4月1日 岡山県公報 第11774号

2 主たる事務所の所在地

玉野市迫間二二九一番地五

三 廃止年月日

平成二十八年三月三十一日

四 事業所番号

三三五〇四〇〇〇三六

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

みずたまた 本町

2 所在地

高梁市本町三三番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人 color

2 主たる事務所の所在地

高梁市高倉町大瀬八長一六五六番地一

三 廃止年月日

平成二十八年三月三十一日

四 事業所番号

三三五〇九〇〇〇四三

五 事業の種類別

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

平成28年4月1日 岡山県公報 第11774号

◎岡山県告示第二百二十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

さくらデイサービス子守唄の里高屋

2 所在地

岡山県井原市高屋町二丁目七番地三二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

栄株式会社

2 所在地

岡山県井原市高屋町三丁目二五番地一

三 廃止年月日

平成二十八年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇七〇〇八二九

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

平成28年4月1日 岡山県公報 第11774号

◎岡山県告示第二百二十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十八年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

さくらデイサービス子守唄の里高屋

2 所在地

岡山県井原市高屋町二丁目七番地三二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

栄株式会社

2 所在地

岡山県井原市高屋町三丁目二五番地一

三 指定年月日

平成二十八年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇七〇〇八三七

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

平成28年4月1日 岡山県公報 第11774号

◎岡山県告示第二百二十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十八年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンター木の実

2 所在地

岡山県総社市刑部一五七番地の七

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社オロン

2 所在地

岡山県総社市井手一二〇八番地の二

三 指定年月日

平成二十八年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一三二〇

五 サービスの種類

介護予防通所介護

二 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

久米南町	中央公民館
〃	〃
〃	二十六日
一三〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
五〇〇〇〇	五〇〇〇〇

◎岡山県告示第二百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十八年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

瀬戸内市邑久町虫明字ドン々山二二一の四、二二四の四、字トロ々山二二七の四、二二八の三、二二九の四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

◎岡山県告示第二百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十八年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
備前市蕃山字持田一三六九の三
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十八年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

新見市千屋花見字山神谷一三七六の一

二 保安林として指定された目的

水源の涵養かんよう

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二百二十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

平成二十八年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 起業者の名称

総社市

二 事業の種類

総社市中央公民館常盤第二分館新築事業

三 起業地

1 収用の部分 岡山県総社市真壁字前川地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

総社市中央公民館常盤第二分館新築事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第二十二号に掲げる「社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）による公民館（同法第四十二条に規定する公民館類似施設を除く。）若しくは博物館又は図書館法（昭和二十五年法律第一百八号）による図書館（同法第二十九条に規定する図書館同種施設を除く。）」に該当する公民館を整備する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である総社市は、本件事業を第一次総社市総合計画後期基本計画に基づく生涯学習の推進の一環として位置づけており、本件事業に要する経費についても財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益については、現在、人口密集地域でありながら公共施設が一箇所も整備されていない総社市真壁字前川地内に総社市中央公民館常盤第二分館をユニバーサルデザインを導入し、新たに整備することから、

生涯学習の推進に相当の寄与が見込まれる。

また、本事業計画においては、①事業に必要な面積が確保され、造成が容易であること、②小学校、幼稚園等の公共的な施設が集中する地区であること、③日照がよく公共施設の設置にふさわしい場所であること、④経済性に優れていることを条件として複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本事業の施行により失われる利益については、本事業が環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)等による環境影響評価の対象事業となっていないこと並びに起業地及び起業地周辺の土地利用状況から保護のため特別の処置を講ずべき動植物、文化財等が見受けられないことから、本事業の施行により失われる利益は軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について
本事業については、事業を計画している地域の住民からその実現に対する要望が強く、早急に施行されるべき事業であると認められる。また、収用の範囲は全て本事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲についても合理的であると認められる。したがって、本事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論
1から4までに述べたように、本事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。
以上により、本事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
総社市教育委員会生涯学習課

平成28年4月1日 岡山県公報 第11774号

〔一二三〕岡山県医療審議会から次のとおり答申があった。

平成二十八年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 諮問年月日

平成二十八年二月十日

二 答申を受けた年月日

平成二十八年三月二十二日

三 諮問及び答申の事項

救急病院等の新規認定について（岡山東部脳神経外科病院及び公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構倉敷リバーサイド病院）

四 その他

諮問及び答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室、岡山県備前県民局、岡山県備前中県民局及び岡山県美作県民局において閲覧することができる。

平成28年4月1日 岡山県公報 第11774号

〔二二四〕岡山県医療審議会から次のとおり答申があった。

平成二十八年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 諮問年月日

平成二十八年二月十日

二 答申を受けた年月日

平成二十八年三月二十二日

三 諮問及び答申の事項

医療法人の設立及び解散の認可について

四 その他

諮問及び答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室、岡山県備前県民局、岡山県備中県民局及び岡山県美作県民局において閲覧することができる。

平成28年4月1日 岡山県公報 第11774号

〔一二五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成二十八年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 地区名

美作地区 第5工区 中尾団地

二 縦覧に供する書類

換地計画書

三 縦覧の期間

平成二十八年四月一日から同月二十二日まで

四 縦覧の場所

美作市役所

平成28年4月1日 岡山県公報 第11774号

〔二二六〕鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第十八号。以下「法」という。）第四十一条の狩猟免許試験を次のとおり行う。

平成二十八年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の期日、開始時刻及び場所

期 日	開始時刻	場 所
平成二十八年六月十九日（日曜日）	午前九時三十分	倉敷市真備町箭田四〇〇一 マービーふれあいセンター 電話（〇八六）六九八―九二一一
平成二十八年七月八日（金曜日）	午前九時三十分	津山市大田九二〇 グリーンヒルズ津山リージョンセンター 電話（〇八六八）二七―七二五〇
平成二十八年八月十日（水曜日）	午前九時三十分	岡山市東区西大寺南一―二―三 体験学習施設百花プラザ 電話（〇八六）九四四―八七一六
平成二十八年八月二十六日（金曜日）	午前九時三十分	津山市大田九二〇 グリーンヒルズ津山リージョンセンター 電話（〇八六八）二七―七二五〇

二 試験内容

試験は、次の事項について行う。

- 1 狩猟について必要な適性
- 2 狩猟について必要な技能

三 受験資格

3 狩猟について必要な知識

岡山県内に住所を有する者で、次のいずれにも該当しない者であること。

- 1 試験の日において網猟免許及びわな猟免許にあっては十八歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては二十歳に、それぞれ満たない者
- 2 統合失調症、そう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- 3 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 4 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（1から3までに該当する者を除く。）
- 5 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
- 6 狩猟免許を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者（当該取消に係る種類のものに限る。）

四 受験手続

- 1 受験しようとする者は、一に掲げるいずれの場所でも受験することができる。
- 2 受験しようとする者は、所定の狩猟免許申請書に必要事項を記入の上、次に定めるとおり提出すること。
 - (1) マービーふれあいセンターでの受験を希望する者にあつては、平成二十八年四月二十二日から同年六月六日までの間に、岡山県備中県民局に提出すること。
 - (2) 平成二十八年七月八日のグリーンヒルズ津山リージョンセンターでの受験を希望する者にあつては、平成二十八年四月二十二日から同年六月二十四日までの間に、岡山県美作県民局に提出すること。
 - (3) 体験学習施設百花プラザでの受験を希望する者にあつては、平成二十八年四月二十二日から同年七月二十七日までの間に、岡山県備前県民局に提出すること。
 - (4) 平成二十八年八月二十六日のグリーンヒルズ津山リージョンセンターでの受験を希望する者にあつては、平成二十八年四月二十二日から同年八月十二日までの間に、岡山県備前県民局に提出すること。

間に、岡山県美作県民局に提出すること。

3 狩猟免許申請書には、次のものを添付すること。

(1) 三の2から4までに該当する者でない旨の医師の診断書一通（ただし、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は、その許可証の写し）

(2) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真（裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）一枚

(3) 狩猟免許手数料五千二百円相当（現に受験しようとする狩猟免許以外の狩猟免許を受けている者にあつては、三千九百円相当）の岡山県収入証紙

(4) 郵便切手を貼付し、宛名及び宛先を明記した返信用封筒（定型長形三号）一通
 4 狩猟免許申請書を受理した場合は、受験票を交付する。なお、受験票を試験当日必ず持参すること。

五 その他

1 狩猟免許申請書を郵送する場合は、封筒の左下に「狩猟免許申請書」と朱書すること。

2 狩猟免許申請書は、最寄りの県民局農林水産事業部森林企画課に請求すること。

3 問い合わせ先

岡山市北区内山下二一四一六 岡山県農林水産部農村振興課鳥獣害対策室	電話（〇八六）二二六一七四三九
岡山市北区弓之町六一一 岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課	電話（〇八六）二三三一九八三二
倉敷市羽島一〇八三 岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課	電話（〇八六）四三四一七〇五二

津山市山下五三

岡山県美作県民局農林水産事業部森林企

画課

電話（〇八六八）二三一―一三八四

〔二二七〕鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第十八号。以下「法」という。）第五十一条第二項及び第四項に規定する狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり行う。

平成二十八年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 適性試験及び講習の期日、開始時刻及び場所

期 日	開 始 時 刻	場 所
平成二十八年七月六日 （水曜日）	午前九時三十分	岡山市東区西大寺南一―二―三 体験学習施設百花プラザ 電話（〇八六）九四四―八七一六
平成二十八年七月二十九日（金曜日）	午前九時三十分	津山市大田九二〇 グリーンヒルズ津山リージョンセン ター 電話（〇八六八）二七―七―一五〇
平成二十八年八月三十日（火曜日）	午前九時三十分	倉敷市真備町箭田四〇―一 マービーふれあいセンター 電話（〇八六）六九八―九二―一

二 適性試験及び講習の内容

1 適性試験は、狩猟について必要な適性について行う。ただし、法第十八条の六第一項に規定する認定鳥獣捕獲等事業に従事する者（四3(2)において「認定鳥獣捕獲等事業従事者」という。）であつて、狩猟について必要な適性を有することが確認された者については、この限りでない。

2 講習は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理について行う。

三 更新対象者等

岡山県内に住所を有する者で、平成二十五年度に狩猟免許を受けた者。ただし、他の狩猟免許を有する場合は、他の未だ有効期間が満了しない免許も繰り上げて更新することができる。

四 更新手続

1 更新を受けようとする者は、一に掲げるいずれの場所でも適性試験及び講習を受けることができる。

2 更新を受けようとする者は、所定の狩猟免許更新申請書に必要事項を記入の上、次に定めるとおり提出すること。

(1) 体験学習施設百花プラザでの適性試験及び講習を受けようとする者にあつては、平成二十八年四月二十二日から同年六月二十二日までの間に、岡山県備前県民局に提出すること。

(2) グリーンヒルズ津山リージョンセンターでの適性試験及び講習を受けようとする者にあつては、平成二十八年四月二十二日から同年七月十五日までの間に、岡山県美作県民局に提出すること。

(3) マービーふれあいセンターでの適性試験及び講習を受けようとする者にあつては、平成二十八年四月二十二日から同年八月十六日までの間に、岡山県備中県民局に提出すること。

3 狩猟免許更新申請書には、次のものを添付すること。

(1) 次のアからウまでに該当する者でない旨の医師の診断書一通（ただし、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は、その許可証の写し）

ア 統合失調症、そう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

イ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

ウ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（ア又はイに該当する者を除く。）

(2) 認定鳥獣捕獲等事業従事者にあつては、法第十八条の五第二項第一号に規定す

る認定鳥獣捕獲等事業者が作成した当該従事者が狩猟について必要な適性を有することの確認をした旨の書面

(3) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真（裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）一枚

(4) 狩猟免許更新手数料二千九百円相当の岡山県収入証紙

(5) 郵便切手を貼付し、宛名及び宛先を明記した返信用封筒（定型長形三号）一通
 4 狩猟免許更新申請書を受理した場合は、受検票を交付する。なお、受検票は適性試験及び講習の当日必ず持参すること。

五 その他

1 狩猟免許更新申請書を郵送する場合は、封筒の左下に「狩猟免許更新申請書」と朱書すること。

2 狩猟免許更新申請書は、最寄りの県民局農林水産事業部森林企画課に請求すること。

3 問い合わせ先

岡山市北区内山下二一四一六 岡山県農林水産部農村振興課鳥獣害対策室	電話（〇八六）二二六―七四三九
岡山市北区弓之町六一一 岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課	電話（〇八六）二三三―九八三二
倉敷市羽島一〇八三 岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課	電話（〇八六）四三四―七〇五二
津山市山下五三 岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課	電話（〇八六八）二三一―一三八四

平成28年4月1日 岡山県公報 第11774号

〔二二八〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備前県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	岡 山 県 指 令 備 前 局 建 第 九 二 六 号	平 成 二 十 八 年 三 月 二 十 五 日
道 路 の 位 置	備 前 市 伊 部 字 稻 荷 二 一 六 七 番 四		
道 路 の 幅 員 (メ ー ト ル)	六 ・ 〇 〇		
道 路 の 延 長 (メ ー ト ル)	四 五 ・ 八 〇		

平成28年4月1日 岡山県公報 第11774号

〔二二九〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇二五号 平成二十八年三月 二十三日	都窪郡早島町早島字小山四四八番一 九、四四八番二〇、四四八番二一	四・〇五	九・五六

〔二三〇〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、二級建築士の免許の取消しを行った。

平成二十八年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 免許の取消しをした年月日

平成二十八年三月二十八日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

石丸 竜自 二級建築士 第九七四一号

三 免許の取消しの理由

相続人から、当該二級建築士が死亡した旨の届出があったため

〔一三二〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十八年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 借入件名及び数量

庁用自動車リース (小型自動車) 9 台

(2) 借入物品の特質等

庁用自動車リース業務 (小型自動車) 9 台入札説明書 (以下「入札説明書」とい

う。) 及び車両リース仕様書 (以下「仕様書」という。) による。

(3) 納入期限

平成28年7月1日 (金) 2 台

平成28年8月1日 (月) 1 台

平成28年9月1日 (木) 6 台

(4) 借入期間

平成28年7月1日から平成37年8月31日まで

(5) 借入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、全てのリース物件の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等に要するリース契約期間中の一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成28年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) の規定が適用され

平成28年4月1日 岡山県公報 第11774号

る契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成28年岡山県告示第45号（物品の売買，修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で，格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) オートリリース業務及びメンテナンスリース業務を行っている業者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で，2(1)の資格を得ていないものは，資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先，提出先及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226-7537

(2) 申請書の提出期限
平成28年5月9日（月）正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所，入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226-7537

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成28年4月1日（金）から同年5月9日（月）まで（岡山県の休日を含める）

条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1)の場所以て交付する。

また，郵送による交付を希望する場合は，交付に必要な期間を十分に考慮し，返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し，(1)の場所に請求すること。なお，交付する入札説明書等は，縦297ミリメートル，横210ミリメートル，重さ150g

平成28年4月1日 岡山県公報 第11774号

ラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとするが、持参が望ましい。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成28年5月13日（金）13時30分

ただし、郵送等による場合にあつては、同月12日（木）17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を平成28年5月9日（月）17時まで、4(1)の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金
岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義

務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :
9 vehicles

(2) Delivery date :
By 1 July (Friday), 2016 (2 vehicles)

By 1 August (Monday), 2016 (1 vehicle)

By 1 September (Thursday), 2016 (6 vehicles)

(3) Lease period :
From 1 July, 2016 through 31 August, 2025

(4) Delivery place :
Specified in the bid explanation form

(5) Time limit for tender :
1:30 P.M. 13 May (Friday), 2016

(6) Contact point for the notice :
Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office Supplies

Division

2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

Japan

TEL 086-226-7537

平成28年4月1日 岡山県公報 第11774号

◎岡山県教育委員会告示第五号

文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）第五条第四項の規定により、市の区域に係る事務の処理を次のとおり開始する。

平成二十八年四月一日

岡山県教育委員会

一 事務の内容

文化財保護法施行令第五条第四項各号に掲げる事務のうち次に掲げる特別史跡の指定区域に係るもの

種別	名称	所在地
特別史跡	旧閑谷学校 附椿山・石門・津田永忠宅跡及び黄葉亭	備前市閑谷

二 開始年月日

平成二十八年四月一日

◎岡山県監査委員訓令第一号

監 査 事 務 局

岡山県監査事務局職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規程を次のように定める。

平成二十八年四月一日

岡山県代表監査委員 與 田 統 充

岡山県監査事務局職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規程

(趣旨)

第一条 この規程は、岡山県監査事務局職員について、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の二第二項の規定による標準的な職及び同条第一項第五号の規定による標準職務遂行能力を定めるものとする。

(標準的な職)

第二条 岡山県監査事務局職員の職務の種類及び職制上の段階に応じた標準的な職は、別表第一のとおりとする。

(標準職務遂行能力)

第三条 前条の標準的な職に応じた標準職務遂行能力は、別表第二のとおりとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第一（第二条関係）

職務の種類	職制上の段階	標準的な職
一 岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号）第二条第一項第一号の行政職	岡山県職員給与条例第二条第二項の職務の級（以下「等級」という。）が九級に分類された職員の属する職制上の段階	局長
	等級が七級に分類された職員の属する職制上の段階	次長
	等級が六級に分類された職員の属する職	課長

別表第二（第三条関係）

標準的な職	一 局長	標準職務遂行能力
二 構想	一 倫理	全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、事務局内の重要課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に監査業務を遂行することができる。 大局的な視野と将来的な展望に立って、所掌する業務を推進することができる。

給料表の適用を受ける職員の仕事	制上の段階	等級が五級に分類された職員の属する職	副参事
等級が四級に分類された職員の属する職	制上の段階	等級が三級に分類された職員の属する職	主任
等級が二級に分類された職員の属する職	制上の段階	等級が一級に分類された職員の属する職	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う（以下「高度」という。） 主事
制上の段階	主事		

平成28年4月1日 岡山県公報 第11774号

		二 次長				
三 判断	二 構想	一 倫理	六 組織統率	五 業務運営	四 説明・調整	三 判断
<p>事務局内の重要課題について、局長を助け、豊富な知識・経験及び情報に基づき、適切な判断を行うことができる。</p>	<p>所掌事務を取り巻く状況を的確に把握し、先々を見通しつつ、県民の視点に立って、事務局内の重要課題について、局長を助け、基本的な方向性を示すことができる。</p>	<p>全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、事務局内の重要課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に監査業務を遂行することができる。</p>	<p>強い指導力を発揮し、事務局の統率を行い、成果を挙げることができる。</p>	<p>県民の視点に立ち、不断の業務見直しを事務局内に徹底することができる。</p>	<p>所掌事務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、特に重要な課題について、高次元の調整を行い、合意を形成することができる。</p>	<p>事務局の責任者として、事務局内の重要課題について、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行うことができる。</p>

平成28年4月1日 岡山県公報 第11774号

						三 課長			
六 組織統率・	五 業務運営	四 説明・調整	三 判断	二 構想	一 倫理	六 組織統率	五 業務運営	四 説明・調整	
適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。	所掌事務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。	課の責任者として、適切な判断を行うことができる。	所掌事務を取り巻く状況を的確に把握し、県民の視点に立って、監査に関する課題に対応するための方針を示すことができる。	全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、課の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に監査業務を遂行することができる。	指導力を発揮し、部下の志気を高め、組織を牽引し、成果を挙げることができる。	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。	所掌事務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、局長を助け、困難な調整を行い、合意を形成することができる。	

平成28年4月1日 岡山県公報 第11774号

	<p>人材育成</p>	<p>指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>
<p>四 副参事</p>	<p>一 倫理</p>	<p>全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に監査業務を遂行することができる。</p>
	<p>二 企画・立案、事務事業の実施</p>	<p>組織や上司の方針に基づいて、課長を助け、監査業務の企画・立案や事務事業の実施の実務の中核を担うことができる。</p>
	<p>三 判断</p>	<p>自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。</p>
	<p>四 説明・調整</p>	<p>担当する事案について論理的な説明を行うとともに、課長を助け、関係者と粘り強く調整を行うことができる。</p>
	<p>五 業務遂行</p>	<p>段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。</p>
<p>五 主幹</p>	<p>一 倫理</p>	<p>全体の奉仕者として、責任を持って積極的に課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に監査業務を遂行することができる。</p>
	<p>二 企画・立案、事務事業の実施</p>	<p>組織や上司の方針に基づいて、監査業務の企画・立案や事務事業の実施の実務の中核を担うことができる。</p>

平成28年4月1日 岡山県公報 第11774号

七 高度主事						六 主任			
一 倫理	五 業務遂行	四 説明・調整	三 協調性	二 課題対応	一 倫理	五 業務遂行	四 説明・調整	三 判断	
<p>全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に監査業務を遂行することができる。</p>	<p>計画的に業務を進め、担当業務のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。</p>	<p>担当する事案について分かりやすい説明を行うとともに、粘り強く調整を行うことができる。</p>	<p>上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。</p>	<p>担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、問題点を的確に把握し、課題に対応することができる。</p>	<p>全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に監査業務を遂行することができる。</p>	<p>段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>担当する事案について論理的な説明を行うとともに、関係者と粘り強く調整を行うことができる。</p>	<p>自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。</p>	

				八 主 事		
四 業 務 遂 行	三 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	二 知 識 ・ 技 術	一 倫 理	四 業 務 遂 行	三 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	二 知 識 ・ 技 術
意欲的に業務に取り組むことができる。	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。	業務に必要な知識・技術を習得することができる。	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に監査業務を遂行することができる。	経験を生かしつつ、意欲的に業務に取り組むことができる。	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。	業務に必要な高度な知識・技術を習得することができる。

〔三〕平成二十八年三月二十二日付け（号外）公布初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（岡山県人事委員会規則第八号）に誤りがあつた。

<p>頁・行</p>	<p>五〇・終わり から一</p>
<p>誤</p>	<p>施行する。</p>
<p>正</p>	<p>施行し、第一条の規定による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第六の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。</p>